

令和9年度 県工事発注に係る格付けのための技術者要件の認定について

令和8年10月

三重県 県土整備部 建設業課

三重県では、下記6業種について格付けを行っています。格付けは総合点と1級技術者数により行っています。令和9年6月適用の県工事発注に係る格付けに用いる1級技術者数の確認のため、以下により技術者要件の認定を行います。（1級技術者とは、2次検定合格者とします。）

つきましては、三重県に入札参加資格申請を提出されている方で、下表の各ランク（○印）の格付けの対象となる方は、技術者要件確認のため、所定の書類を提出及び提示してください。

なお、本認定を受けられませんか、令和9年度格付けに反映されませんので、ご注意ください。（上位ランクの格付けを希望されない方については、受審義務はありません。）

表

ランク	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A	○	○	○	○	○	○
B	○	○	不要	不要	不要	不要
C	不要	不要				

※次年度の総合点が上位格付けの要件を満たすことが判明してから受審は認められません。現在「不要」のランクの方においても、次年度に上位ランクの格付け要件を満たす可能性がある場合は、技術者要件の認定を受けてください。

令和9年度格付けの技術者要件

1	土木一式工事	
	Aランク	1級技術者5名以上 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Bランク	1級技術者2名以上 〔うち1名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Cランク	上記以外のもの
2	建築一式工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	1級技術者1名以上
	Cランク	上記以外のもの
3	電気工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
4	管工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
5	舗装工事	
	Aランク	1級技術者5名以上（※2級技術者は2名で1名と数えます） 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Bランク	上記以外のもの
6	造園工事	
	Aランク	1級技術者2名以上
	Bランク	上記以外のもの

県内業者用説明書

○総合点については、未定です。令和8年度発注標準（P10～11）を参考としてください。

○各技術者については、認定基準日（令和8年11月1日）において6か月以上（5月1日以前から）継続して雇用関係にあること。

○主任（監理）技術者の実績については認定基準日から見て過去5年以内に完成（引渡し）（令和3年11月1日から令和8年10月31日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。

○技術者調書に虚偽記載があった場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領別表資格（指名）停止措置基準第1条第1号（虚偽記載）により、資格（指名）停止措置を行うこととなります。

1 技術者要件

上 記 「令和9年度格付けの技術者要件」参照

2 必要となる書類（認定基準日：令和8年11月1日現在。以下、同様とします。）

次の(1)～(4)の書類を準備してください。

なお、提出書類についてはA4サイズにそろえて頂きますようお願いいたします。

○全業種共通

(1) 技術者調書（様式1）

※審査後、受付のうえ副1部を返却します。

..... **提出（正副2部）**

ア 認定基準日時点で継続した雇用を確認できる1級技術者および舗装に係る技術者を対象とします。

イ 技術者の資格は、添付されている技術者資格コード表（1）及び技術者資格コード表（2）を参照して記入してください。なお、工事実績のみの認定は行いません。

ウ 舗装工事の格付けを希望される方は、技術者資格コード表（2）についてのみ該当する技術者も記載できます。

エ 格付けを希望する業種に関係のないコードは記入しないでください。

オ 技術者資格コード表にないコードは記入しないでください。

カ 有資格者及び有資格区分コードの記入は格付けに関係する必要最小限としてください（必要数を超える部分については審査しません）。

キ 経常建設共同企業体を構成する予定がある場合は、「経常建設共同企業体の構成予定」の左側の欄でプルダウンの「1」を選択してください。

ク 記入方法に従っていただかないと、格付けに反映できない場合があります。

ケ このほか、この説明書及び様式1（県内業者用）技術者調書に記載されている事項をよく読んで記載してください。

(2) 技術者調書に記載した技術者の資格を確認できる書類

..... **原本又は写し持参・提示**

ア 技術者調書に記載した資格に関する資格証をご用意ください。（合格証明書や免許証等の**原本または写し**、または、監理技術者資格者証の**写し**）

イ 監理技術者資格者証は技術者が携行する必要があることから、本人が審査会場へ来庁する場合以外は写しを持参してください。

(3) 技術者調書に記載した技術者の継続した雇用状況を確認できる書類

・・・**原本又は写し持参・提示**

認定基準日（令和8年11月1日）時点において、6か月以上の継続した雇用（5月1日～10月31日）を次のア～ウの書類により確認します（ア～ウの全てが必要です。）。

ア 次に示す(a)～(d)のいずれかの書類

- (a) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（又は、健康保険被保険者適用除外承認証でも可。申請時直前のもの。）
- (b) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（※平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、雇用保険の適用対象となりました。）
- (c) 個人事業者（事業主）については、本人確認書類
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等官公庁が発行したもの
- (d) 個人事業者（専従者）については、所得税の確定申告書
電子申告の場合：確定申告書の提出データ及び受信通知を印字したもの
電子申告でない場合：確定申告書の控え

ただし、上記の書類では雇用状況を確認できない技術者については、次に示す（e）～（g）のいずれかの書類で確認します。

- (e) 法人税の確定申告書の表紙及び役員報酬明細（税務署受理済みの申請時直前のもの。）
電子申告の場合：確定申告書の提出データ及び受信通知を印字したもの
電子申告でない場合：確定申告書の控え
- (f) 市町が発行する所得証明書（申請時直前のもの。）及びそれに対応する源泉徴収票発行控え
- (g) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用、申請時直前のもの。）

イ 賃金台帳若しくはそれに類する給与の支払いに関する書類又は所得税源泉徴収簿

同一企業内の他の従業員（又は役員）と比較して著しく賃金が低い場合には、技術者として認定できないことがありますのでご注意ください。

ウ 出勤簿又はそれに類する勤務状況を管理する書類

会社等の定める勤務日数と比較して著しく日数が少ない場合（おおむね4分の3を目安にしてください。）や、月の半分以上勤務しなかった月がある場合等は、技術者として認定できないことがありますのでご注意ください。

技術者が役員であるため、出勤状況を確認できる書類が無い場合は、役員であることを証する書類を提示してください。（例：登記簿や建設業許可申請書及び役員一覧の写し等）

エ 注意事項

- (a) 認定基準日以前6か月（5月1日から10月31日）以上の状況がわかるものを持参してください。
- (b) 技術者要件を満たす人数の雇用確認ができるようにしておいてください。
なお、審査会場で技術者要件を満たす人数が確認できない場合、再度の審査が必要となります。
- (c) 育休等によりやむを得ない事情で一時的に勤務していない職員については、就業規則等により会

県内業者用説明書

社として制度を導入しており、認定基準日から遡って6か月を超える連続する期間において、社会保険に加入している場合で、健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（育休）、標準報酬月額決定通知書又は住民税特別徴収額決定通知書（その他の休業）等により確認できる場合に限り認定します。

○土木一式工事、舗装工事のみ

- (4) 技術者調書に記載した技術者の、過去5年以内に公共工事（単独又は共同企業体の構成員として元請けした工事に限ります）に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を確認できる書類

．．．．．**写し・提出**

次のア、イのいずれかにより、受注した工事が公共工事で、過去5年以内に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したことを確認します。ただし、現場代理人として従事した実績については、コリンズ登録工事に限定します。

ア コリンズ登録を義務付けている工事の実績

- (a) 登録内容確認書（工事実績） ※竣工登録されたものに限ります。

イ コリンズ登録を義務付けていない工事の実績（下記（a）～（d）全て）

- (a) 発注機関が発行した完成認定書（写し）等
(b) 工事内容が確認できるものとして、契約書、仕様書（変更含む）及び現場代理人選任通知書等
(c) 工事の発注に対応した建設業許可業種が分かるものとして、入札公告（当該工事の入札公告であること及び許可業種が分かる部分のみで可）等
(d) 技術者がその工事に配置されていたことを証する書類として技術者従事証明書
※技術者従事証明書への押印は不要です

ウ 注意事項

- (a) 主任（監理）技術者又は現場代理人の実績については認定基準日（令和8年11月1日）から見て過去5年以内に完成（引渡し）（2021年（令和3年）11月1日から2026年（令和8年）10月31日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。
(b) 実績要件は完成（引渡）時点で主任（監理）技術者又は現場代理人であることとします。ただし、少なくとも後半半期以上従事していないと認められません。
(c) 土木一式工事の格付けにおいては土木一式工事の実績、舗装工事の格付けにおいては舗装工事の実績が必要となります（工事実績のみの認定は行いません）。
(d) 他工種と同時発注されている舗装工事においては、直接工事費のうち、上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事としますが、その内容を証明する資料（発注者の設計書等）を提示してください。
(e) 技術者要件を満たす人数分が確認できれば可とします。
(f) 工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいいます。
(g) 公共工事とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）発注の工事をいいます。

3 舗装工事の技術者に関する追加説明

舗装工事の技術者の資格については、他の業種（土木・建築・電気・管・造園）と以下の点において技術者の認定の仕方が異なっています。

- (1) 認定基準日（令和8年11月1日）の6か月前（5月1日以前）から継続して雇用関係にある技術者が5名以上いること。

ただし、二級技術者は2名で1名と数えます。（二級技術者とは、2次検定合格者とします。）

- (2) 5名以上の技術者の資格は次のいずれかであること。（組み合わせて5名以上で可。）

- ア 一級土木施工管理技士 （建設業法 技術検定）
- イ 一級建設機械施工管理技士 （建設業法 技術検定）
- ウ 二級建設機械施工管理技士 （建設業法 技術検定） ※
ただし、部門は第3種、第4種、第5種に限る。
- エ 一級舗装施工管理技術者
- オ 二級舗装施工管理技術者 ※
- カ 技術士（建設）

※二級技術者は2名で一級技術者1名相当とします。

- (3) 技術者の舗装工事の実績について、当該工事が他工種と一体として発注されている場合、直接工事費のうち上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事を舗装工事の実績として認定します。この場合は内容が確認できる資料（発注者の設計書等）をご用意ください。

県内業者用説明書

(技術者・工事実績の例)

氏 名	生 年 月 日	有資格区分コード（※2）	公共工事実績（※3） 有の場合「1」	
			土木	舗装
三重 太郎	(元号) 年 月 日 S 1 2 0 2 0 3	確認 113 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認
三重 次郎	S 2 3 0 5 0 5	確認 111 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 三郎	S 3 5 0 7 0 7	確認 113 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 史郎	S 3 7 1 1 0 8	確認 992 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 五郎	S 4 3 0 3 0 3	確認 312 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認
三重 六郎	S 5 8 0 4 2 9	確認 991 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認

	技術者	工事実績
三重太郎	1	0
三重次郎	1	1
三重三郎	1	1
三重史郎	0.5	1
三重五郎	0.5	0
三重六郎	1	0

上記の申請の場合、二級資格のみの技術者は 0.5 名相当として計算します。

工事実績は、二級資格の技術者の実績も1名として計算します。

このことから、技術者は5名うち公共工事の実績保有者3名となります。

4 申請の方法及び受付場所

次の期間内に、それぞれの管轄建設事務所にて要件認定を実施しますので、必要書類を持参してください。

(郵送は不可。管轄建設事務所の総務課に予約のうえ、内容について説明のできる方がお越しください。)

- (1) 桑名 建設事務所(桑名庁舎 第1会議室)
令和8年11月30日・12月1・2日(月・火・水)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (2) 四日市 建設事務所(四日市庁舎 大会議室・第52会議室)
令和8年12月8・9日(大会議室)・10日(第52会議室)
(火・水・木)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (3) 鈴鹿 建設事務所(鈴鹿庁舎 第11会議室)
令和8年12月14・15・16日(月・火・水)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (4) 津 建設事務所(津庁舎 53会議室)
令和8年12月21・22・23日(月・火・水)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (5) 松阪 建設事務所(松阪庁舎 大会議室)
令和8年11月20・24日(金・火)の2日間(時間 9:00~16:00)
- (6) 伊勢 建設事務所(伊勢庁舎 402会議室)
令和8年11月16・17・18日(月・火・水)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (7) 志摩 建設事務所(志摩庁舎 大会議室)
令和8年12月3・4日(木・金)の2日間
- (8) 伊賀 建設事務所(伊賀庁舎 中会議室)
令和8年11月25・26・27日(水・木・金)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (9) 尾鷲 建設事務所(尾鷲庁舎 401会議室)
令和8年11月10・11日(火・水)の2日間(時間 9:00~16:00)
- (10) 熊野 建設事務所(熊野庁舎 大会議室A)
令和8年12月17・18日(木・金)の2日間(時間 9:00~16:00)

※予約は各事務所の初日7日前までに済ませるようにしてください。

※建設事務所により曜日が異なりますので注意してください。

管轄建設事務所	電話番号	管轄建設事務所	電話番号
桑名	0594-24-3661	伊勢	0596-27-5197
四日市	059-352-0664	志摩	0599-43-5125
鈴鹿	059-382-8680	伊賀	0595-24-8200
津	059-223-5200	尾鷲	0597-23-3524
松阪	0598-50-0577	熊野	0597-89-6142

！注意！

- ① 上記期間に格付けに係る技術者要件の認定手続をされませんと、令和9年6月1日の格付けに反映されませんのでご注意ください。上記期間に受審できない場合は前もってご相談ください。
- ② 各事務所の最終日は、書類不備等による再審査などへの対応のため、予備日として設けてあります。予約される際には、最終日は避けていただき、余裕を持って審査を受けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

県内業者用説明書

別 表

1. 提出・持参書類一覧

業 種	コード	提 出 書 類		持 参 ・ 提 示 書 類				必要員数
		様式1 技術者 調 書	コリンズ等、工事实績を確認できる書類	資格者証 技術者証 (原本・写し)	健康保険 被保険者証 等	賃金台帳 等	出勤簿 等	
土木一式	01	○	○ (土木一式工事の実績)	○	○	○	○	Aランク 5名分 実績はうち3名分 Bランク 2名分 実績はうち1名分
建築一式	02	○	—	○	○	○	○	Aランク 3名分 Bランク 1名分
電気工事	08	○	—	○	○	○	○	Aランク 3名分
管工事	09	○	—	○	○	○	○	Aランク 3名分
舗装工事	13	○	○ (舗装工事の実績)	○	○	○	○	Aランク 5名分 実績はうち3名分
造園工事	23	○	—	○	○	○	○	Aランク 2名分

2. 工事实績を確認できる書類一覧

(1) コリンズ登録を義務付けている工事の場合

①登録内容確認書（工事实績）	<u>必須</u> （竣工登録されたものに限りです）
②発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要

(2) コリンズ登録を義務付けていない工事の場合

①完成認定書（写し）等	<u>①～⑥は全て必須</u>
②契約書（変更含む）	
③仕様書（変更含む）	
④現場代理人選任通知書等	
⑤入札公告等	
⑥技術者従事証明書	
⑦発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要

県内業者用説明書

(参考) 三重県建設工事発注標準別表 (令和8年6月1日適用)

1 [土木一式工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	3,500 万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,500 万円以上 8,500 万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	3,000 万円未満	上記以外のもの

2 [建築一式工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	6,000 万円以上	① 総合点810点以上 ③ 1級技術者3名以上
B	2,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満	① 総合点750点以上 ② 1級技術者1名以上
C	6,000 万円未満	上記以外のもの

3 [電気工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	2,000 万円以上	① 総合点770点以上 ② 1級技術者3名以上
B	4,000 万円未満	上記以外のもの

4 [管工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	2,000 万円以上	① 総合点780点以上 ② 1級技術者3名以上
B	4,000 万円未満	上記以外のもの

県内業者用説明書

5 〔舗装工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	600 万円以上	① 総合点 830 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,500 万円未満	上記以外のもの

6 〔造園工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	全て	① 総合点 720 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上
B	900 万円未満	上記以外のもの

注 1) 区分への格付けは、別表に示す格付け基準のすべての条件を満たしてはなりません。

注 2) 1 級技術者とは、建設業法の各業種で必要とする監理技術者となり得る国家資格の有資格者をいいます。

ただし、舗装工事については 1 級舗装施工管理技術者も、1 級技術者の有資格者とします。

注 3) 舗装工事において、2 級建設機械施工技士（ただし、種別は第 3 種、第 4 種、第 5 種に限る。）又は 2 級舗装施工管理技術者は 2 名で 1 級技術者 1 名相当とします。

注 4) 公共工事の主任技術者の実績は、基準日（令和 8 年 1 月 1 日）から見て過去 5 年以内に完成（引渡し）をした工事を対象とします。

また、現場代理人としての実績を有する者も可とします。

注 5) 詳細な運用については、別途定めるものとします。